

# 建設経済常任委員会会議録

令和5年9月27日

寒川町議会



出席委員 横手委員長、山上副委員長  
新村委員、青木委員、小泉委員、太田委員、柳下委員、橋本委員、関口委員  
天利議長

説明者 原田環境経済部長、西島農政課長、渡辺副主幹  
深澤企画部長、皆川財政課長、吉田副主幹  
野崎総務部長、鳥海税務収納課長、池田専任主幹

案 件

(付託議案)

1. 議案第53号 寒川町森林環境整備基金条例の制定について

午後1時15分 開会

【横手委員長】 本会議の休憩中ではございますが、ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入ります。次第のとおり、付託議案1件でございます。議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第53号 寒川町森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

原田環境経済部長。

【原田環境経済部長】 本会議に引き続き、よろしく願いいたします。それでは、議案第53号 寒川町森林環境整備基金条例の制定についてでございます。本案件につきましては、町の基金の見直しと併せまして新たなニーズへの対応や将来にわたり安定した行財政運営を行うため、新たに基金を2本設置したもののうちの1つでございます。それでは、西島農政課長より条例の内容を説明させていただきますので、ご審議よろしく願いいたします。

【横手委員長】 西島農政課長。

【西島農政課長】 議案第53号 寒川町森林環境整備基金条例の制定につきましてご説明させていただきます。本条例制定につきましては、提案理由にございますように、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境整備基金を設けるために提案するものでございます。

それでは、タブレット資料01-1 議案第53号寒川町森林環境整備基金条例の制定についてをご覧ください。第1条は、趣旨を規定したもので、ただいまご説明させていただきました提案理由と同様の内容

でございます。

なお、地方自治法第241条の規定は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するためのもので、地方公共団体は、条例の定めるところにより設置することができることとされていることから、町へ交付される森林環境譲与税の使途と管理を明確にするため、条例の制定を提案させていただくものです。

第2条の設置につきましては、基金の使途につきまして、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを定めたものでございます。

この森林環境譲与税の地方自治体への交付は、令和元年度より地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、既に交付されておりますが、令和6年度からの森林環境税の賦課徴収に先立って本条例を定めることとし、昨年度につきましては、森林環境譲与税の活用後に残りました剰余金を一時的に緑化基金へ積み立てを行っておりましたが、条例が可決された際には、本基金の原資として移替を予定しております。

次に、第3条は、積立額を予算において定める額とすることを定めた規定でございます。

第4条第1項及び第2項につきましては、基金を最も確実かつ有利な方法で管理することを定めたもので、基金に属する現金につきましては、必要に応じて有価証券に代えることを可能とする規定となっております。

第5条は、運用から生じた収益に関する取扱いについて、本基金に編入することを定めております。

次に、第6条は、繰替運用に関する規定でございます。

第7条は、処分に関する規定で、基金は使途として定める森林環境整備等の財源に充てる場合に限り処分することができることとしております。

なお、森林環境譲与税の使途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項において公表が義務づけられており、町の活用状況につきましては、神奈川県ホームページにて公表しております。

第8条は、委任事項についての規定でございます。

附則といたしまして、施行日を令和5年11月1日からとするものでございます。

次に、タブレット資料01-2寒川町森林環境整備基金条例の概要についてをご覧ください。タブレット資料の2ページになります。基金の目的になりますが、令和6年度から1人年額1,000円の森林環境税の徴収が開始されます。町への交付額は年600万円から700万円程度の見込みです。森林環境譲与税の使途は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、年度内の事業活用分を除いた剰余金について基金へ積み立て、後年度の森林環境整備や利用促進事業等へ活用するためとなります。基金積立額は、予算における額、条例規定となっており、新設時予算としましては828万8,000円で、令和4年度譲与税の緑化基金積立分及び令和5年度の譲与税見込額及び預金利子見込額となります。設置年月日は、令和5年11月1日を予定しております。

以上が、寒川町森林環境整備基金条例の概要説明となります。ご審議よろしくお願いいたします。

**【横手委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

関口委員。

【関口委員】 条例の中で言われている令和6年からこの事業が展開するということなんですけども、運用の部分だとか、そういうことから考えると、言われている使途基準みたいなものを考えてみても、寒川の場合は、森林があるのかどうかということと併せて、運用利益の処遇であったり、管理であったり、こういうところで転用しながら利用していったりということになるんですけども、どういうことに転用していくことが可能なのか、直接森林がありませんから、うたわれているような森林がないと僕は思っているんですけど、その部分も聞きたいんですけども、そうなったときにどういう形での運用がなされて計算がされていかれるのか、その辺と併せて概要で基金の目的の部分で、令和6年度から1人年額1,000円の森林環境税の徴収が開始されると、こうあるんですけども、1人という捉え方をどう捉えたらいいのか、要は課税対象者になるのか、国民全員になるのか含めて、それから先ほども言いましたように、町への交付金が600万円から700万円と、こういう話なんですけども、森林も何もない寒川町なんですけども、どういう形でこれが積算されて600万円、700万円の金額になってくるのか、人口割があったり、広さがあったりとか、いろんな形になるのか、その辺のことについての見解をいただけますか。

【横手委員長】 西島課長。

【西島農政課長】 森林はあるかというまず1点目のご質問なんですけども、現実今森林は設定されているのはございません。2点目の活用なんですけども、森林環境譲与税、基金の新設に伴う積立額につきましては、令和4年度に交付された森林環境譲与税506万6,000円のうち、同年度の事業へ活用した178万9,700円を除き、一時的に緑化基金へ積み立てていた327万6,300円を原資とします。なお、今回の補正予算における積立金予算につきましては、令和5年度の森林環境譲与税積立分としまして、501万円と令和6年2月の預金利子見込額1,000円を加えた828万8,000円としております。また、具体的な積立目標額こそ設けませんが、今後も毎年交付される森林環境譲与税の年度内事業活用分を除いた譲与金を積み立てていき、後年度の森林環境整備のほか木材利用の促進として、木材を使用した町施設整備時には森林環境整備基金を財源として有効に活用してまいりたいと考えております。

【横手委員長】 原田部長。

【原田環境経済部長】 課長の追加補足をさせていただければと思います。課長から、今、森林はないというようなお話をさせていただいておりますが、寒川町森林整備計画というのがございます。その中では、町として持っている森林はないんですけども、民間として位置づけている部分は幾つかあります。それは越の山の部分であったり、相模川の左岸の部分であったり、神社の参道であったり、コロニーの場所、そういったところが主に当たっているというような状況でございます。

こちらの整備基金は、基本的に森林の面積であったり、人口、それとあと森林の就業者数で算定されるというような状況になっています。ただ、業として森林を寒川町でやっている方がいないので、人口と面積の案分で大体それぐらいが出てくるだろうというような算定になっております。

こちらにつきましては、税金の均等割から1人1,000円ずつ引かれると聞いております。町の使途としては、例えば従業員とかに対する育成であったり、そういった部分というのは、町はほとんどないような状況です。なので、町として今使える部分でいうと、例えばうちで持っている森林台帳がございしますので、そういったシステムの整備であったり、あとは県の間伐材であったり、県内の樹木を使った事

業に対しては、恐らく対象になってくるかと思しますので、そういった部分の活用が中心になってくると思います。具体的には恐らく今公共施設再編計画の中で新たな施設の更新であったりとか、大規模改修とか、これから出てくるかと思しますので、そういった部分で間伐材であったり、県有林を使っての事業が行われたときに、こちらの対象になってくるのかなと考えております。なので、町としては、現在のところその目標額、幾らまでためるとか、何に使うという目標は定めずに現在は行っているところでございます。

以上です。

【横手委員長】 森林はないのね。あるけど、ないのか。公有のところはないと、それから業としてやっているところもないということですよ。運用の転用できる……。

【原田環境経済部長】 町として公共の用地として持っている例えば森林公園であったり、そういったものはないと、ただ、民有地として持っている、位置づけているところがありますというようなお答えになります。

【横手委員長】 それから業としてもないわけね。

【原田環境経済部長】 業としても、林業をやっている人はいらっしやらない。

【横手委員長】 分かりました。あと、運用の管理というので、何に転用できるかというところの答えが、ちょっと曖昧だったような気がするので、そこをもう一回ちゃんと答えてあげないと、そこはさすがにしっかりしていただきたいなというところがあります。ちょっとお願いします。

【原田環境経済部長】 過去の利用状況でお話しさせていただきますと、町で森林の交付税を使って利用したものは、森林台帳のシステムの連携のためのライセンスの使用料であったり、中央公園のテーブルだったりベンチだったり修理、それとナラの枯れ対策、そういったものに使わせて過去にはいただいております。

【横手委員長】 もう一個は、答えがもう一個出ていないので、1人という言い方に対して、町民5万人分なのか、それとも納税者なのか、そこはよく分からなかったんだけど、大丈夫かな。それは言いましたか。均等割はいいんだけど。

原田部長。

【原田環境経済部長】 すみません。そこがちゃんと確認ができていないんですが、図の中では個人住民税の均等割から森林環境税として国税として年1,000円引かれるということは書いてあるんですが、すみません。そこまでしか確認ができておりません。

【横手委員長】 関口委員、1人の根拠が曖昧なので、どうでしょうか。いいですか。分かりましたか。じゃ、取りあえずいいでしょう。

関口委員。

【関口委員】 分かりました。いずれにしても、こういう形で環境税として600万円から700万円が落ちてくるということで、使途については、今、課長が言われたような形での使途をしっかりと明確にしながら使っていただければと思いますけども、単年度会計という考え方からすると、基金という部分を積んでいくという、こういうことからすると、単年度会計にはなっていない部分もあったり、ただし、年度内の国への会計報告ということになると、それはそれでもって単年度でもって絞ってやっ

ていくということになると思うんですけども、この辺についての会計処理の仕方、これについてお願いしたいと思います。

それから、先ほど部長から答弁があったように、6年度から1人年額1,000円という、こういう書き方も、最終確認が取れていなかったということなんだけども、こういう文章として議会へ提出するときには、その辺の裏づけをきちっとしておいてもらいたいなと思います。そうしないと、この捉え方からすると、もちろん税は払っていない人から取るとは思っていないんですけども、でも、やっぱり1人年額1,000円、こういう書き方からすると、捉え方っていろいろな捉え方をしてしまうものですから、僕はそれに対してはイレギュラーかなという気がしてしょうがないので、その辺のことはどうか確認をしながら、特に本会議に出す条例であって、その条例に対して審議する資料ですから、ですから、そういう点ではやっぱり明確にしてくれないと、議案の確定が、判断の仕方が非常に難しくなりますので、そういった意味ではしっかりとした議案の審議に支障のないような、こういう書類にしておいてもらいたいなと思いますので、この辺についてはよろしくお願ひしたいなと思います。

併せて、1つ確認させてもらいたいのは、先ほど部長から答弁があった公的な、国から認められているような森林というのではないけどもという話で、町民が持っている殖産住宅のところだったり、寒川神社の通りだったり、いろいろな形の話がありましたけども、実際にはこういうところに緑化基金を転化して利用していいのか、これは民間の物ですから、ただ、要するに行政が使う場合に、民に対して本当に個々の部分に対してお金を使っていったいいのかっていうと、非常に難しいと僕は思うんですね、国税ですから。だからそういうことを考えると、さっき何か所か挙げられたけども、私的なものだったら、町がそういうところに税を投入していくということは、ある意味でいうと大きな問題が生じる可能性もありますし、町民から追及されたときに非常に厳しいという気がするんですけども、この辺についての見解もいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**【横手委員長】** 原田部長。

**【原田環境経済部長】** 大変申し訳ございませんでした。今後しっかり勉強させていただきたいと思っています。納税義務者が対象になってくるので、当然税金は払っている方が対象になってくるとは思っているんですが、はっきりした今資料がないので、すみません。はっきりしたことが言えなくて申し訳ございませんでした。今後しっかり勉強させていただきたいと思っています。

確かに税金として入ってくる、交付されてくるものなので、民地については使うことはないと思っております。ただ、町の判断という部分はあるとは思いますが、例えば相模川の左岸の部分であれば、県の所有だったりすれば県が整備すればいいというところもありますので、基本的には公共的に使われるものを中心に考えていくものだと思っています。

この部分については、私どもだけではなく、他課、様々な課からの予算の提案によって、これが対象になるかどうかということ判断されて財政課で用途を決めていくというような形になってくるかと思っています。なので、当然5年度も歳入が予定されておりますけども、そういった要求がなければ繰り越していくのかなと考えているところでございます。

以上です。

**【横手委員長】** 会計の処理方法ってどういう形でやっていくのか。

原田部長。

【原田環境経済部長】 基金としてそのまま積み上げていく形になります。

【横手委員長】 使うときは使って、残った部分、要するに要望、要求がなかったらそのまま丸々どんだん積み上がっていくと、使った分は使った分で当然切り崩されていくけど、残った分はどんだん積み重なっていくということではないですね。

原田部長。

【原田環境経済部長】 今回提案させていただいたときにご説明させていただいたとおり、4年度についても余った部分については一部緑化基金に積んでいって、その部分についても、今回基金条例が可決されたときには、こちらに繰り替えていくという形を取りますので、同じような流れになるかと思っています。

以上です。

【横手委員長】 関口委員。

【関口委員】 最後になるけども、あまり細かいところまではあれなんだけども、どうも引っかかるのは、部長、もしあれだったら最終的に確認を取ってもらいたいと思うけども、1人年額1,000円の部分の基本的な捉え方ね。ここはやっぱり明確にしないといけないと思うから、どこかに確認してもらいか何かして、できれば本会議が始まる前に委員長に、こういう形ですというものを提出してもらわないと、曖昧な形で議案の審査って、僕は絶対にあっちゃいけないなと思います。そういう意味では部長自身が明確にこうだということが言えていないものだから、その辺については、大事な議案ですので、これを判断するのに、こうですという形の報告をいただいたほうが判断しやすいと思いますので、その辺について確認をしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

【横手委員長】 原田部長。

【原田環境経済部長】 早急に財政に確認いたしまして、ご連絡させていただきたいと思います。申し訳ございません。

【横手委員長】 そうですね。その根拠がちゃんとないと、議案の審査もできないというところになってしまうんですが、こういう場合って……。

暫時休憩いたします。

---

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

皆さん、タブレットを一度更新していただいて、新たに資料が追加されました。追加資料として今ありました1人1,000円の根拠についての資料が入っておりますので、改めてこの部分につきましても、担当課から説明を受けたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 では、よろしくお願ひいたします。

西島課長。

【西島農政課長】 大変申し訳ございませんでした。引き続きよろしくお願ひします。

森林環境譲与税の地方自治体の算定基準について、まずご説明させていただきます。地方自治体に交



付される森林環境譲与税額は、国において算定されるもので、具体的には私有林人口林面積50%、林業修行者数20%、人口30%といった客観的な基準により案分して譲与されます。町への譲与税額は、令和6年度以降年額600万円から700万円程度になると考えられます。参考が町の各算定値になります。私有林人口林面積2,200農業センサスより24ヘクタール、林業就業者数平成27年国税調査よりゼロ人、人口令和2年度国税調査より4万7,936人です。

**【横手委員長】** ちょっと待ってください。どこにその資料が入っていますか。

入っていないのだったら入っていないで、入っていないのに説明したのね。入っていない、ちゃんとそれを分かりやすくするために説明しているってことでいいですね。続けてください、どうぞ。

**【西島農政課長】** タブレット資料、01-3追加資料、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案の概要、総務省からなんですけども、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税が増設されております。森林環境税における非課税関係規定なんですけども、寒川町に2級地というのがありまして、基本額31万5,000円掛ける世帯人数10万円プラス加算額18万9,000円、その所得金額が対象となります。

以上です。

**【横手委員長】** 全然分からない。ごめんなさい。ページが2つあるから、2ページだったら、ページのこの辺をしゃべっていますというのをちゃんと説明で入れてくれないと、本当にそこはちゃんとやりましょう。

原田部長。

**【原田環境経済部長】** 大変失礼いたしました。参考資料でつけさせていただいた資料の2ページ目になります。囲み書きの中の2級地が寒川町の対象となると聞いております。基本額31万5,000円、それと世帯人数プラス1,000円の41万5,000円以上の所得金額がある方が、一律1,000円の対象になるというような確認をさせていただきました。

以上です。

**【横手委員長】** 分かりますか、皆さん。大丈夫ですか。もう一回リセットしますので。

関口委員。

**【関口委員】** 今説明を受けました。この書類で今説明がありました非課税要件について、2級地の説明がありましたけども、この中に森林環境税の非課税要件については、以下のとおり規定する方針で精査中であるんだけど、これは確定したものなの。精査中ってどういう意味よ。

**【横手委員長】** 西島課長。

**【西島農政課長】** 税務課より資料を提供いただきまして、確定しているものでございます。

**【横手委員長】** 確定済みでいいんですね。分かりました。資料を用意していただいてあれなんですけど、これはやっぱり時代に合っていないのは分かっていますよね。まず元号が違うということ、それだったら合わせなきゃ駄目だし、今どうなっているのかということが、ごめんなさい、正直これだと分かりづらいかないというのが本音です。非常に申し訳ないんだけど、プレゼンテーションの講座になっちゃうんだけど、説明するときはちゃんと順を追って、何のどこを説明しているのかというのを言わ

ないと、みんなが理解した上で審議をする、これは法案というか、条例になりますので、そこはしっかりやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。これから質問が入るかもしれませんが、改めてまたみんなに聞き直しますけども、回答をもう少し丁寧にやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、どうぞ、関口委員。

**【関口委員】** 申し訳ないけど、最後の確認なんだけど、これがいつの書類で、しつこく聞いて悪いんだけど、精査中って出ちゃうと、確定物なのかどうかってなるわけだよ。だから、これは何年前の話なのということと、この後確定の部分については、何の通知も来ていないということ、国から。要は6年から始めるわけだ、環境税を始めるわけだ。始めるときに確定物があると僕は思っているわけよ。この何年か前のやつが活着しているという、僕からすると、これは死んだ書類よ。税金をこれでもって徴収しますよということで、環境税を6年から始めるわけだよ。こんなときには国からきちっとした形でもって通達が来ているという、これが生きて資料になるわけだよ。これは過去のもので死んでいる資料だと思うんだよ。だからそういうことからすると、行政って、国もそうだけど、こういういいかげんなやり方で事を進めようとするということは、僕は絶対ないと思っているわけよ。その確認を最後にさせてもらいたと思うので、よろしくお願いします。

**【横手委員長】** 原田部長。

**【原田環境経済部長】** いろいろ不備がございまして、申し訳ございませんでした。こちらの資料につきましては、皆様に分かりやすいような形で出せるものというところで、今調べて出してきた資料なので、過去の古い資料になってしまいました。ただ、この部分の内容については、税務課の職員に確認させていただいて、間違いがないという報告は受けております。もし必要があれば、最新で確定したものを今後皆様にご提出させていただきたいと思います。

**【横手委員長】** といったら、今ないとおかしいんだよね、それって。であるならば、後でって、協議会じゃないから、これは。あくまでも委員会だから、採決物なので、そういうわけにはいかないんだ。例えば官報で出ていましたとか、そういう根拠があるならいいんだけども。

暫時休憩いたします。

---

**【横手委員長】** 休憩を解いて会議を再開いたします。

休憩前に資料が足りないと、いろいろとございましたので、改めて仕切り直しという形になりますが、説明は続きという形になりますが、まず、皆さん、タブレットの資料が幾つかありますけど、これを更新していただいて、01-4追加資料2と、それから01-5追加資料3というのがちゃんと入っているか、それを確認したいんですが、大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

**【横手委員長】** それから、執行部で企画部財政課と、それから総務部税務収納課に入っていて、より詳細にしっかりとこの条例に至った根拠も含めて説明していただきたいと思いますので、ということで、人数が執行部のほうが増えましたが、皆さん、それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【横手委員長】 ここから関口委員も、改めて説明が加わりますので、もし質疑があるようでしたら、それにつきましては、何回目だと言われようが、これがまた新たな部分になりますので、どうぞ遠慮なく質疑していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

原田部長。

【原田環境経済部長】 度々申し訳ございません。今後このような不備がないようにしてまいります。

今回資料を資料2、資料3で追加させていただきました。まず、追加資料2で、税の納めるところから国に吸い上げられて、その後市町村に戻ってくるまでの一連の流れ、仕組みについてを財政課でご説明させていただきまして、先ほどご質問いただきました税の根拠の部分については、追加資料3で税務課より説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【横手委員長】 皆川財政課長。

【皆川財政課長】 それでは、財政課からは、森林環境税から森林環境譲与税に向かう仕組みについてご説明させていただきます。資料は、追加資料01-4 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組みの図をご覧ください。まず、左下の納税義務者というところから始まるんですが、納税義務者につきましては、個人住民税でご覧の均等割、また国税の森林環境税を均等割として納める形になりますが、各個人住民税の均等割につきましては、上にございますように、市町村、都道府県それぞれの県民税、市町村民税が入る形になります。真ん中にあります黒い矢印が、上に向かっていきますけれども、こちらで国に交付税及び譲与税配付金特別会計、こちらに森林環境税の1,000円が入る仕組みになります。

逆に今度国からは、右側になりますが、森林環境譲与税という形で都道府県、市町村に配分されることになります。こちらにつきまして、都道府県については10分の1、市町村については10分の9の割合で配分される形になります。そこからなんですけれども、資料01-3をご覧ください。こちらの下の下二重丸の下なんですけども、森林環境譲与税の創設というところなんですけども、こちらの4つ目の譲与基準のところ、市町村の割合が書いてございます。こちらにつきまして、自治体に交付される森林環境譲与税額については、国において算定されるものでございますが、具体的には私有林の人口面積50%、林業就業者数20%、人口30%といった客観的な基準によりまして案分して譲与されるものとなっております。

流れについては以上でございます。よろしく願いします。

【横手委員長】 池田専任主幹。

【池田専任主幹】 それでは、税務収納課から森林環境税の課税基準についてご説明させていただきます。それでは、資料01-5 追加資料3をご覧ください。こちらが森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律として制定されているものになります。

それでは、4分の2ページをご覧ください。こちらの第3条、納税義務者とありますが、この法律の施行時に住所を有する個人に対しては、この法律により国が均等の額により森林環境税を課するとなっております。

次に、4分の3ページをご覧ください。条文が1つ飛ぶんですけども、第5条で、森林環境税の税率は1,000円とするということになっております。ですので、森林環境税がかかる方については一律1,000

円となっております。

恐縮ですが、1ページ戻っていただきまして、4分の2ページをお開きください。第4条になりますが、こちらでは非課税についての条文となっております。第4条は、国は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては森林環境税を課さないとなっております。第1項1号については、生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずる者として政令で定める扶助を受けている者、第2号で、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の合計所得金額が135万円を超える者については課税という形になります。第3号、前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者になっています。この3号の前年の合計所得金額が政令で定める金額というのが幾らかということが政令で書いてあるんですが、4分の4ページの第1条第1号に書いてありまして、35万円に生活保護法の第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分ごとに総務省令で定める世帯につき、前年において同法第11条第1項第1号から3号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を勘案して、総務省令で定めることとなっておりますので、35万円が基準になります。寒川町は、生活保護法でいう2級地となりますので、35万円掛ける0.9をした31万5,000円が基準額となりまして、先ほど資料として出ささせていただきました概要の中身と一致するといった内容となっております。

31万5,000円という金額なんですが、町の住民税の均等割がかかる基準額が32万円となっておりますので、町県民税の均等割の額と森林環境税の額に5,000円の差が生じているというのが、今の状況でございます。ですので、32万円と31万5,000円という形で基準額がありますので、5,000円分の差がある方については、個人住民税の均等割はかからないんだけど、森林環境税だけかかるという方が発生するということとなります。

以上です。

**【横手委員長】** 説明が終わりました。かなり分かりやすく資料を待って説明していただけたのかと思うんですが、もちろん千差万別、皆さんいろんな考え方が、捉え方があると思いますので、そこはしっかりと共有化したいと思いますので、質疑のある方。

関口委員。

**【関口委員】** いろんな形でこのような資料を出していただいて、税務収納課にも、また財政課にも参加していただいてということの説明になりましたけども、条例を出すときに、どういう形で条例を出すかという、これは基本中の基本ですので、どうかその辺は怠りなくしっかりとやっていただきたい、そうでないと、積算がどこにあるのかという根拠が一切見えませんので、そういうことがあっては絶対にあいならんと思います。その部分をしっかりと押さえるということが職員としては条例を出す側としても、担当課が出す側も、受けてそれを議会に出す側も、全体で確認をしていかなければならないことなんだろうなと、こう思いますので、その辺の一つ一つの詰めを怠りなくやっていただかないといけないと思います。あまり強い言葉では言いたくありませんので、その辺はしっかりと進めていただきたいなと思います。

こうやって書類を出していただいた以上は、これ以上とやかく言うつもりはありませんけども、ただ、ここである発令が平成31年3月29日の号外法律第3号、最終改正が令和5年3月31日、それから改正内容としては、こういうことで令和5年3月31日ということで、令和6年1月1日からこれが動き出

すと、こういうことになるんだろうと思うんですけども、号外で出るということがどうなのかなと、こんなことはあまりない、数ないことなんだろうと思うんですが、この辺がなぜ号外なのかということが分かれば、またこういうことというのはあり得ることなのかどうかということも含めて、お願いしたいと思いますし、それからいろんなことを言って申し訳ないんですけども、議会で資料として出すときには、この資料が国からいつ来たかということをもともと示さなきゃいけないと思うんですよ。本来はそういう形で通達として来たり、いろんな形で何日付をもってということになると思いますから、ですからそういったものが記載されていなければ僕はいけないんだと、1つの書類として。記載されていなければいけないだろうという気がいたします。あまり細かいことは言いませんけども、いずれにしても、本来の書類については、僕は国から出るものについてはそういうものだろうという気がいたしますので、その辺についてのいま一度見解をいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【横手委員長】 原田部長。

【原田環境経済部長】 大変申し訳ございませんでした。以後このようなことがないようにしっかり説明責任を果たしてまいりたいと思います。今後資料についてもしっかり説明ができるような形で担当一同責任を果たしてまいりたいと思いますので、本日は大変申し訳ございませんでした。

【横手委員長】 鳥海税務収納課長。

【鳥海税務収納課】 号外についての説明ですけども、号というのは、官報の号になります。年度末は法律改正も多くて、多量になりますので、号外という形で出ておりますので、特に異常なものというような扱いではありません。

以上です。

【横手委員長】 分かりますけど、そういうことですね。よく分かります。さんざん官報を見た時代がありましたので、なるほどなということでございます。よろしいでしょうか。

野崎部長。

【野崎総務部長】 本来日付とかをきちっとして、確定したものを出すべきだという認識は持っております。今回について、最初に出した資料について、現在も国ではあの資料を出したままのような状況もあって、分かりやすく、皆さんに分かるものが通知とかを調べてもないというのが実際、先ほどの休憩の時間でも1回全部探してみたんですけど、発出がされていないという事実も、今確認した中ではありました。だから通常とはちょっと違って、ちゃんとした日付でちゃんとした通知というものが存在しないとは言えないんですけど、見つけることができないような形の中で資料を出す形になりましたので、今後については、きちっと当然いつも日付は最新のものを間違いなく出すというようなことを心がけてやっていきたいと思います。今回については申し訳なかったんですけど、本当に資料を見つけることができなかったというのが正直なところでございます。

以上です。

【横手委員長】 通達書類は来ているはずなんですか。

池田専任主幹。

【池田専任主幹】 平成31年4月1日付になるんですが、こちらは森林環境税及び森林環境譲与税に

関する法律及び同法施行規則の制定についてということで、総務大臣から各都道府県知事等に通知は出ております。

【横手委員長】 その後は、その後の最新の日付でのものというのはいらないですか。

【池田専任主幹】 そうですね。今のところありません。

【横手委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。いずれにしても、平成31年から始まって、実際にはどういう言い方がいいか分かりませんが、環境税の徴収事務が始まる前からこの事業が展開されちゃっているわけですよ、31年から。そういったことがあるものだから、進んでいく中で令和6年からスタートするという徴収事務、これが入るものだから、何か分かりにくくなっちゃっているんだろうという予測はできるんですよ。だけど、国税を徴収するという、このときに31年の発端がここにあるんだということは、あり得ないと思うんですよ。徴収事務とこれは別ですから。

徴収事務については、僕は、いついつをもってという国からのものがないと、おかしいと思うし、令和6年からスタートするという、これについては。だから平成31年から実際に動いちゃっている、こういうことからすると、そのときの使途基準というか、使途がどういう名目になっているか分かりませんが、ただ、国が税を納めてくださいという、このスタートをするときについては、きちっと国から僕は通達がなければ、国民から徴収するんですから、ここをいかにげんにするなんてことは絶対に僕はあり得ないと思っておりますので、そういった意味では、そういったところをしっかりと踏まえて、書類の精査もお願いしたいと思っておりますし、またしっかりと国に確認をしていくということが大事だろうと思います。税の徴収にいかげんな態度で臨むなんていうことは絶対にあってはならないし、あるべきことではないと思っておりますし、まず国はそれをやらないと思っておりますので、そういった意味では750からある地方自治体に通達を出さないわけは絶対あり得ないと思っておりますので、その辺をしっかりと条例案を出すときには、議案を出すときには、その辺のことをしっかりと押さえていただいて、議会にしっかりと審議ができる、こういう体制づくりを行政としてはつくり上げた上で議案としての提出をお願いしたいと思っておりますし、審議の場については、そのような形での対応をしてもらいたいと、このように思いますし、町長もこの話をお聞きだと思いますので、町長もしっかりとその指示を出していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で終わります。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、山上副委員長。

【山上副委員長】 今町のホームページを見せていただいているんですが、見たんですが、ここに森林環境税について国税ということで載っているんです。ですから、この辺をうまく使っていただいて、説明していただければよかったですかなって思うんですが、いかがでしょうか。それと、他市のを見ますと、うまく、先ほど資料として出していただいたところをその自治体独自でつくって、ホームページに載せているんです。それができなかったのかなと思っております。

【横手委員長】 原田部長。

【原田環境経済部長】 大変申し訳ございません。今後しっかり対応していきたいと思っております。皆様にしっかり説明責任を取ってご審議いただけるような状況で臨ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

---

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょう、どうしましょうか。取るか、それともこのまま続けるか。このまま続けますね。分かりました。では、このまま続けさせていただきたいと思いません。

では、これより討論に入ります。議案第53号 寒川町森林環境整備基金条例の制定について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 もう一回取りますね。反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、討論なしと認めます。

では、これより議案第53号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後3時15分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 11月 28日

委員長 横手 旭